

教室会議 規約

名城大学理工学部環境創造学科に教室会議を置く。教室会議の活動については、以下のように定める。

1. **教室会議の目的**;本学科の運営に必要な事項を審議する。
2. **教室会議の構成**;教室会議の構成は、在籍する全教員(教授, 准教授, 助教授, 助教, 講師, 助手)とする。
3. **学科長の選出**;学科長は教授の中から、構成員の選挙で選出する。学科長の任期は2年とし、原則、連続して再任はしない。但し、特別な事情がある場合は再任も可とする。また、学科長選挙の結果、同数となった場合には投票数が同数の候補者で決選投票をする。学科長は、事情があれば交代または退任も可とする。
4. **教室会議の開催**;教室会議は学科長が召集し、その議長となる。
5. **教室会議の協議内容**;教室会議における協議内容は、以下のとおりである。
 - 1) 学部から付託された検討事項。
 - 2) 教育・研究に関する報告および審議事項。
 - 3) 学科の人事に関する事項。
 - 4) その他
6. **教室会議の記録**;教室会議の議事録は毎回作成し、学科事務室に保管するとともに、開示する。
7. 付則;
 - 1)この規約は、平成20年6月5日よりこれを施行する。
 - 2)改定日 平成29年12月21日